

議案第 6 0 号

京丹後市税条例の一部改正について

京丹後市税条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布され、公布の日、令和 5 年 7 月 1 日、令和 6 年 1 月 1 日及び令和 7 年 1 月 1 日を施行期日として段階的に施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「に

よって」を「により」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「法第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同項第2号中「によって徴収する」を「により徴収する」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「において」を「には」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「法第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2第19項の次に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1 とする。

附則第10条の3第12項及び第13項を1項ずつ繰り下げ、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 附則第15条の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の2及び附則第10条の3の改正規定 公布の日
- (2) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の京丹後市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (3) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並

びに第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(4) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の京丹後市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき京丹後市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市税条例	京丹後市税条例
平成16年4月1日 条例第80号	平成16年4月1日 条例第80号
目次（略）	目次（略）
第1条～第34条の8（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）	第1条～第34条の8（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）
第34条の9（略）	第34条の9（略）
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は
<u>当該納税義務者の</u>	<u>当該納税義務者の</u>
<u>同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し</u>	<u>前項の申告書に係る年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する</u> 。
<u>、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する</u> 。	
3（略）	3（略）
第35条～第36条の3（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	第35条～第36条の3（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）
第36条の3の2（略）	第36条の3の2（略）
	2 <u>前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に</u>

現行	改正案
2 <u>前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u> 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 3 <u>前2項</u> の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提出することができる。 5 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第36条の3の3～第37条 (略) (個人の市民税の徴収の<u>方法</u>) 第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。 2 (略)	<u>代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u> 3 <u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提出することができる。 6 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 第36条の3の3～第37条 (略) (個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>) 第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>により</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。 2 (略)

現行	改正案
第39条・第40条 （略） （個人の市民税の納税通知書） 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び 府民税額の合算額 （第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。 第42条・第43条 （略） （給与所得に係る個人の市民税の特別徴収） 第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額 の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。 （1）・（2） （略） 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所	3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u> 第39条・第40条 （略） （個人の市民税の納税通知書） 第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により 徴収する場合にあっては特別徴収の方法により 徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。 第42条・第43条 （略） （給与所得に係る個人の市民税の特別徴収） 第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により 徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により 徴収する。 （1）・（2） （略） 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 3 前項本文の規定により 給与所得者の給与所得以外の所得に係る所

現行	改正案
得割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>によって</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 (略) 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>によって</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>によって</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。 6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった	得割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法<u>により</u>徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。 4 (略) 5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>により</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。 6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった

現行	改正案
て老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。</u>以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である<u>場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額</u> <u>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)</u>の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>によって徴収する。</u> (1) (略) (2) 特別徴収の方法<u>によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</u> 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって徴収する。</u> 第47条の3～第47条の5 (略) (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項<u>において読み替えて準用する場合を含む。</u>)の規定により特別徴収の方法<u>によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においては</u>そのそれ	て老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。</u>以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である<u>場合には</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)</u>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>により徴収する。</u> (1) (略) (2) 特別徴収の方法<u>により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</u> 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により徴収する。</u> 第47条の3～第47条の5 (略) (年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項<u>には</u>読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合には</u>そのそれ

現行	改正案
ものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) 第83条～第151条 (略) 附 則 第1条～第10条 (略) 第10条の2 (略) 2～19 (略) 第10条の3 (略) 2～11 (略)	ものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) 第83条～第151条 (略) 附 則 第1条～第10条 (略) 第10条の2 (略) 2～19 (略) <u>20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1 とする。</u> 第10条の3 (略) 2～11 (略) <u>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u> <u>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u> <u>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</u> <u>(4) 当該工事が完了した年月日</u> <u>(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する</u>

現行	改正案
12 (略) 13 (略) 第15条 (略) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第15条の3～第16条 (略) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第16条の3～第23条 (略)	<u>場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> 13 (略) 14 (略) 第15条 (略) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2 (略) 2・3 (略) 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第15条の3～第16条 (略) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2 (略) 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 第16条の3～第23条 (略) <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u> (1) <u>附則第10条の2及び附則第10条の3の改正規定 公布の日</u> (2) <u>第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の京丹後市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。)</u> <u>令和5年7月1日</u>

現行	改正案
	(3) <u>第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)</u>及び<u>附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに第3条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)</u>及び<u>第2項の規定</u> 令和6年1月1日 (4) <u>第36条の3の2の改正規定及び附則第3条第2項の規定</u> 令和7年1月1日 (市民税に関する経過措置) <u>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の京丹後市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 2 <u>新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき京丹後市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> (軽自動車税に関する措置) <u>第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u> 2 <u>新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u>

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
1	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9第2項 【R6.1.1 施行】	規定の整備	＜森林環境税の賦課徴収に伴う規定の追加＞ 個人の市民税において配当所得や株式譲渡所得がある場合で、源泉税額が所得割税額より大きい場合にその余剰額が翌年度分の市民税に充当されることとなっているところ、森林環境税の徴収が始まることに伴い、その納付若しくは納入の規定が追加されるもの。	・森林環境税の導入に伴う改正 ・法施行令第48条の9の3
2	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2第2項 【R7.1.1 施行】	規定の整備	＜申告納付書様式の追加＞ 給与所得者が毎年最初の給与の支払いを受ける日の前日までに申告することとされていた扶養親族等申告書について、前年と内容に異動がない場合はその旨を記載すれば申告が完了するよう簡素化が図られるもの。	法第317条の3の2
3	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2第3項・第4項・第5項・第6項 【R7.1.1 施行】	項ズレ		法第317条の3の2
4	(個人の市民税の徴収の方法等) 第38条第1項 【R6.1.1 施行】	見出し修正 (文言修正)	＜文章表現の整理＞ 徴収の方法に加え、森林環境税の賦課についても規定することから条文見出しの修正及び第1項の条文中に文言修正があるもの。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条
5	(個人の市民税の徴収の方法等) 第38条第3項 【R6.1.1 施行】	規定の整備	＜森林環境税の賦課徴収に伴う規定の追加＞ 個人の市民税の徴収方法が特別徴収と普通徴収によると規定されていたところ、森林環境税の徴収が始まることに伴い、市民税の均等割に併せて賦課徴収される規定が追加されるもの。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
6	(個人の市民税の納税通知書) 第41条 【R6.1.1 施行】	規定の整備 (文言修正)	＜森林環境税の賦課徴収に伴う規定の追加＞ 個人の市民税の納税通知書の記載事項について、併せて森林環境税の徴収が始まることに伴い、その税額を記載する規定が追加されるもの。併せて、第1項の条文中に文言修正を行う。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条
7	(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条第1項 【R6.1.1 施行】	規定の整備 (文言修正)	＜森林環境税の賦課徴収に伴う規定の追加＞ 給与所得者の個人の市民税は原則給与の支払者による特別徴収の方法で納入されているところ、併せて森林環境税の徴収が始まることに伴い、その税額を含むとする規定が追加されるもの。併せて、第1項の条文中に文言修正を行う。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条
8	(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収) 第44条第2項・第3項・第5項・第6項 【R6.1.1 施行】	(文言修正)	＜文章表現の整理＞	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条
9	(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ) 第47条第1項・第2項 【R6.1.1 施行】	(文言修正) 規定の整備	＜森林環境税の賦課徴収に伴う規定の追加＞ 給与所得者の個人の市民税において特別徴収を行う旨通知した後に、その税額に誤りがあった場合等税額を変更する通知をした場合に、既に納入した過誤納の税額について森林環境税が併せて徴収されていることから、この過誤納額の充当の取扱いについて市町村税と同様にみなして取り扱うことができる規定が追加されるもの。併せて、条文中に文言修正を行う。	・森林環境税の導入に伴う改正 ・法第321条の7

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
10	(公的年金に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2第1項・第2項 【R6.1.1 施行】	規定の整備 (文言修正)	＜森林環境税の賦課徴収に伴う規定の追加＞ 公的年金の支払を受ける者の個人の市民税について、公的年金の支払者から特別徴収の方法で納入している場合に、併せて森林環境税の徴収が始まることに伴い、その税額を含むとする規定が追加されるもの。併せて、条文中に文言修正を行う。	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 第7条
11	(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ) 第47条の6第1項・第2項 【R6.1.1 施行】	(文言修正) 規定の整備	＜森林環境税の賦課徴収に伴う規定の追加＞ 年金所得者の個人の市民税において、年金給付を受けなくなった等の変動があった場合に、既に特別徴収された税額が減額後の税額を超え、過誤納となった税額がある場合、森林環境税が併せて徴収されていることから、この過誤納額の充当の取扱いについて市町村税と同様にみなして取り扱うことができる規定が追加されるもの。併せて、条文中に文言修正を行う。	・森林環境税の導入に伴う改正 ・法第321条の7の10
12	(種別割の税率) 第82条 【R5.7.1 施行】	規定の整備	＜新たな課税対象区分の追加に伴う規定の整備＞ 軽自動車税の種別割に係る車種別の税率の規定において、新たに特定小型原動機付自転車を課税することに伴い、その区分を明確にする規定を追加するもの。	法第463条の15 規則第15条の15
13	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 附則第10条の2第20項 【公布の日から施行】	規定の整備	＜わがまち特例による固定資産税の減額規定の新設＞ 今回の改正により、法附則第15条の9の3が新設され、これに伴い税条例附則第10条の3第12項が追加され、大規模の修繕を行った区分所有マンションに対する固定資産税の減額の規定が新設されたもの。本規定においては、この減額割合をわがまち特例として規定するために、税条例附則第10条の2第20項に条文を追加するもの。	法附則第15条の9の3

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
14	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 附則第10条の3第12項 【公布の日から施行】	規定の整備	＜大規模の修繕を行ったマンションに対する固定資産税の減額申告手続の新設＞ 今回の改正により、大規模修繕工事を行った区分所有マンションに対して固定資産税額を減額する規定が追加され、本規定においてその申告手続きを規定するもの。	法附則第15条の9の3
15	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 附則第10条の3第13項・第14項 【公布の日から施行】	項ズレ		法附則第15条の10
16	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 附則第15条の2第4項 【R6.1.1 施行】	規定の整備	＜不正により生じた納付不足額に対する加算割合の規定＞ 軽自動車税の環境性能割は、その車両の環境性能に応じて税率が定められているところ、環境性能の申告の不正により納付不足額が生じた場合の加算割合について増額する見直しが行われるもの。	法附則第29条の9
17	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 附則第16条の2第3項 【R6.1.1 施行】	規定の整備	＜不正により生じた納付不足額に対する加算割合の規定＞ 軽自動車税の種別割は、その車両の環境性能に応じて税率が定められているところ、環境性能の申告の不正により納付不足額が生じた場合の加算割合について増額する見直しが行われるもの。	法附則第30条の2

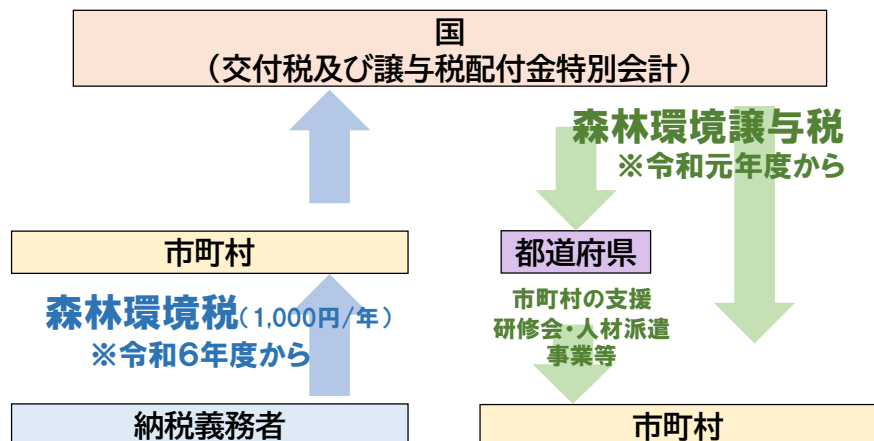
森林環境税及び森林環境譲与税について

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市町村において市民税・府民税の均等割と併せて、1人年額1,000円が課税されます。
その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として、都道府県・市町村へ譲与されます。

創設の経緯

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。このような状況の下、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

仕組み



※森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は、令和元年度から前倒しで譲与されています。

課税の内訳

府民税	均等割 1,500円 (うち震災復興財源分500円)	国 税	森林環境税1,000円
	豊かな森を育てる 府民税 600円		均等割 1,000円 豊かな森を育てる 府民税 600円
市民税	均等割 3,500円 (うち震災復興財源分500円)	市民税	均等割 3,000円

～令和5年度 合計5,600円

令和6年度～ 合計5,600円

※国税として森林環境税1,000円が上乗せされることとなりますが、震災復興財源分が徴収されなくなるため、合計は5,600円のまま変わりません。